

# 17世紀パリにおける篤信家ネットワークの編成<sup>1</sup>

——聖体会と貴顯信心会を中心に——

坂野 正則・山本 妙子

1. 問題の提起 —17世紀パリの篤信家と宗教結社—
2. 組織・理念・活動 一会規の比較分析より—
3. 篤信家の人的構成
4. 聖体会解散と篤信家ネットワークの再編成

## 1. 問題の提起 —17世紀パリの篤信家と宗教結社—

近世フランス社会では、信心会をはじめ様々な形態の宗教結社が人々を結びつける要の役割を持つ<sup>2</sup>。とりわけ個人の自由意志による善行の実践を重視したトリエント公会議の決議が1615年にフランスに受け入れられたことで、その後誕生した信徒団体の多くが、靈性の探求と宗教実践を活動の中心に据えながら相互扶助、慈恵活動、改宗・宣教活動を行った。さらに、こうした新しい性格を持つ宗教結社の活動の重心は、都市社会にある。なぜならそこは、多様な思想と背景を持つ人々が行き交い共生する場であり、都市指導者の多くは、カトリシズムを倫理的基盤とし、宗教結社を媒介としながら治安維持や都市共同体運営を行おうとしたからである。

ところで17世紀フランス都市社会において、有力な宗教結社の活動を牽引したのが「篤信家」(Dévots)と呼ばれる人々である。宗教戦争期のカトリック同盟派を直接の起源に持つ彼らは、社会階層としては主に大司教など高位聖職者や高等法院官僚、宮廷貴族、都市貴族ならびに彼らの親族から構成される。篤信家の信仰実践は、聖母崇敬とキリスト中心主義を軸に展開するが、とくに17世紀中盤からピエール・ド・ベリュル、ヴァンサン・ド・ポール、フランソワ・ド・サル、ジャン・ユドといった後にフランス靈性と呼ばれる運動の系譜に属する思想家から影響を受ける。篤信家による活動の先駆的事例としては、パリのアカリ夫人宅での集会が挙げられ、そこにはベリュル、ミシェル・ド・マリヤック、フランソワ・ド・サルらが集まつた<sup>3</sup>。

他方、この篤信家集団は、信仰実践からのみ、その性格を定義されるわけではなく、とりわけ17世紀前半には政治党派としての「篤信派」の一翼を担う存在である。この時期の宮廷では、宰相リシュリュと彼を支持する人々が、フランス・カトリック教会の自

<sup>1</sup> 本稿は、17世紀フランスの海外宣教を研究する坂野と、同じく17世紀フランスのマリア信心会を研究する山本の二人による共同研究の成果の一部である。各人の問題関心や収集した史料を総合することで、複数の視角から篤信家を分析し、より立体的に近世フランスの宗教環境を理解しようと試みた。執筆については、各自準備した草稿を相互に加筆・訂正する形で進めたため、本稿の文責は二人にある。

<sup>2</sup> 横原茂「信徒のアソシアシオン コンフレリー」(福井憲彦編、綾部恒雄監修『結社の世界史3 アソシアシオンで読み解くフランス史』山川出版社、2006年)、30-43頁。

<sup>3</sup> M. Cottret, « Dévotion, Dévots », in: L. Bély (dir.), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*. Paris: Presses Universitaires de France, 1996, pp. 406-407; C.-P. Chaunet, « Dévots », F. Bluche, « Dévots (Partis) », in: F. Bluche (dir.), *Dictionnaire du Grand Siècle*. Paris: Fayard, 1990, pp. 472-473.

立性を確立しつつ、「国家理性」を追及するために、ハプスブルク王朝と対決姿勢を鮮明にしたのに対し、篤信派は、ハプスブルクとの国際的連帶を強調し、カトリック（対抗）宗教改革をヨーロッパ世界全体に拡張することを主張する。両党派の対立に最終的に勝利したリシュリュは、自らの権力基盤を固めながら三十年戦争への参戦を決断する。ところで、この篤信派は三十年戦争前後の時代に固有の政治党派ではなく、その政治的・社会的影響力は、パリと宮廷を舞台にしながら「啓蒙の世紀」まで持続する。彼らは、17世紀中盤にはカトリック海外植民地の建設を支援し、1680年代にヴェルサイユ宮廷における倫理的節制に貢献し、18世紀にはジャンセニズムをめぐる抗争により高等法院と対決する<sup>4</sup>。ただし、長期的持続の観点から篤信派を政治史の中に位置づけることは非常に困難な作業であり、歴史家による議論もまだ決着していない。なぜなら、この政治党派は不变な集団ではなく、その構成員、理念、政治的・社会的課題は時間の推移とともに変化するからである。しかし、これまで概観してきたように、篤信家は「聖人の世紀」に発展した内省を重視する信仰実践に共鳴し、信徒と聖職者から構成される宗教結社に入り、慈恵活動や布教活動を通じて自発的で多様なネットワークを都市社会内部に構築する。それゆえ政治党派としての篤信派を超えて、彼らを広範な社会的ネットワークにより形成される集団として考察することで、宗教と政治との密接不可分な関係を特徴とする近世フランス社会史を具体的・日常的な次元から理解するための新たな視角を提供できよう。そこで本稿は、17世紀の政治首都にして王国で最大の人口数を有するパリを素材として、ここに存在した二つの有力な宗教結社である聖体会（la Compagnie du Saint-Sacrement）と貴顕信心会（la Congrégation des Messieurs）に焦点を当て、篤信家ネットワークの編成過程を分析することを目的とする<sup>5</sup>。

当時パリに複数存在した結社の中で、この二つを取り上げる理由は三点ある。まず、この二つの組織が共に1630年前後に設立され、関連団体が王国全土の都市社会で活動していたため、設立の共時性と両組織の広域性を確認することができるからである。聖体会は、カトリシズムによる社会秩序の再構築を目的として、1630年に創設された秘密結社で、パリ聖体会を母会として30年の活動期間の間に約60都市に子会が成立する。篤信家から構成された会員達は、パリをはじめとする主要都市で慈恵活動、プロテスタンント信徒の改宗活動や海外宣教事業の援助を精力的に行う。他方、貴顕信心会は、1630年頃にパリのイエズス会盛式誓願会員の家に設立された信心会である。この信心会は、王国内部に統括対象となる信心会を配置したわけではないが、ローマを中心に近世ヨーロッパ文化圏に広く展開したイエズス会のマリア信心会の類型に属する団体であり、組織化の様相や活動内容には国際的連関が見られる。ルイ13世期には法服貴族や都市貴族を

<sup>4</sup> フランスにおけるカトリック植民地建設と篤信派との関係に関しては、坂野正則「17世紀ヌヴェル・フランスにおける植民地建設とカトリシズム」（『史学雑誌』113-8、2004年）、41-45頁を参照。18世紀の篤信派については以下を参照。A. Ravel, « Construire un objet de recherche en histoire: le parti dévot au XVIIIe siècle », *Genèses* 55 (2004), pp. 107-125.

<sup>5</sup> 聖体会については、E. S. Chill, *The Company of the Holy Sacrament (1630-1666)*. Ph.D. of Columbia University, 1960; A. Tallon, *La compagnie du Saint-Sacrement, 1629-1667*. Paris: Les Editions du cerf, 1990. 貴顕信心会については、L. Blond, *La maison professe des jésuites de la rue Saint-Antoine à Paris: 1580-1762*. Paris: Editions Franciscaines, 1956; L. Châtellier, *L'Europe des dévots*. Paris: Flammarion, 1987; E. Villaret, *Les congrégations mariales*. Paris: Beauchesne, 1947.

含む90人が入会し、17世紀の間に、28人の枢機卿、39人の大司教や司教が入会していたため、パリの篤信家の有力な活動拠点と言えよう<sup>6</sup>。彼らの主な活動は聖堂や慈恵施設への寄進、牢獄への慰問、毎週の集会と祈祷である。第二の理由は、両組織の信仰実践にある。聖体会が、イエス・キリストが実体変化した聖体に対する崇敬を信仰実践の中心に据え、キリスト中心主義を志向したのに対し、貴顕信心会は聖母マリアのとりなしを求める聖母崇敬を組織の基本理念とする。両組織における篤信家の活動を検討することで、神学的次元で明確に対照される二つの崇敬行為が、日常的次元ではどのような関係にあったかを知ることが出来る。第三は、社会的理由による。聖体会は1660年代に王権から解散させられたのに対し、貴顕信心会は1764年にイエズス会がフランスで解散される直前まで、篤信家の信心会として活動を持続する。この両組織の運命の対照性を考察することで、当時の都市社会における複雑な宗教事情の一端を解明することになるからである。

そこで次に篤信家のネットワークを解明する方法について検討しなければならない。17・18世紀において「篤信」とは、ほぼ「篤信派」を指し示す政治的含意を持つ言葉であり、同時代に政治的意図から書かれた攻撃文書や『タルチュフ』に代表される文学作品の生み出すイメージにより、19世紀まで非学問的な言説に基づく反動的密結社という俗説が流布される結果となった。篤信家が近代歴史学により客観的で正当な評価を与えられるのは、20世紀に入ってからである。1900年にボシェ＝フィロは、聖体会の有力な構成員であった二代目ルネ・ル・ヴォワイエ・ダルジャンソンの聖体会の活動に関する手稿をフランス国立図書館で発見し、地方都市の聖体会史料と併せて『聖体会年代記』として刊行する<sup>7</sup>。この史料は、現在までパリの聖体会に関する史料の中心的位置を占め続けている。この史料に依拠して、ラウル・アリエは1902年に「篤信家達の陰謀」に関する著作を刊行する<sup>8</sup>。この著作は記述の用語法から史料調査に至るまで不備が多く指摘される一方、近代的歴史研究の手法に基づく先駆的研究である。この本の末尾で、筆者は、ダルジャンソンの言葉を引用しながら、聖体会とマリア信心会との親和性を示唆する<sup>9</sup>。さらに、アリエの言説を国境や国民を越えた篤信家の人脈という観点から分析したのが、ルイ・シャテリエである。彼の研究課題は、イエズス会のマリア信心会を軸に近世ヨーロッパ都市社会とカトリック（対抗）宗教改革との関係を解明することであり、パリにおける聖体会と貴顕信心会に関する考察もその一環を構成する。そこで彼は、貴顕信心会の構成員の多くが聖体会にも入会している事実に注目し、マリア信心会が聖体会を媒介にすることで他の慈恵組織や宣教組織を結ぶネットワークを形成できたと主張する<sup>10</sup>。シャテリエの研究は、篤信家に対する研究視角を国家権力に対する陰謀集団から国境を越えた宗派ネットワークの形成主体へと決定的に転換させた点で特筆に値する一方で、パリの篤信家について分析する場合に以下に挙げる三つの問題点がある。第一は、パリにおける組織間相互の関係性である。彼はまずパリのマリア信心会と聖体会を

<sup>6</sup> Villaret, *op. cit.*, p. 193.

<sup>7</sup> D'Argenson, René-Voyer, *Annales de la Compagnie du Saint-Sacrement*. Beauchet-Filleau (dir.), Marseille: Typographie & Lithographie Saint-Léon, 1900.

<sup>8</sup> R. Allier, *La cabale des dévots: 1627-1666*. Paris: Honoré Champion, 1902.

<sup>9</sup> *Ibid.*, p. 435.

<sup>10</sup> Châtellier, *op. cit.*, pp. 117-123.

中心に据え、地方の組織をその外周に置き、各組織を求心円的秩序構造の中に配置する<sup>11</sup>。しかし、聖体会は王国内に独自の組織網を築いていたという事実や、フランスのマリア信心会はパリを中心とした中央集権組織ではなく独立自由な組織の緩やかな連合体という性格を持っていたことから、この認識は再考する必要がある。この問題は、おそらく彼の史料調査の偏りに起因していると考えられる。すなわち、彼が分析している史料は、ほぼマリア信心会に関する史料のみであり、他の組織やその会員達からネットワークを分析するには、マリア信心会以外の史料を複数検討する必要がある。第二は篤信家に関する問題で、彼はルイ13世期（1610-1643）を中心に、両組織の構成員の重複に関して実証的な調査を行い、重複が複数見られることを指摘した。しかし、二つの組織の関係や会員の動向は、聖体会が解散させられ、パリの篤信家が再編成される1660年代前後の時期を含む長期的調査によって初めて解明されるものである。第三の問題は、聖体会解散に関わるものである。すなわち、パリで聖体会が解散させられた際、彼らの活動を存続することができるように貴顕信心会が尽力したことから両者の協力関係をシャテリエは主張する。しかし、具体的にどのような援助があったのかは明確にされず、また同じ人材の苗床から成立した組織なのに、なぜ聖体会は解散させられ、貴顕信心会は存続できたのかも解明されていない。

この三つの問題点は、本稿で扱うべき三つの課題に対応している。まず聖体会と貴顕信心会両結社の会規を比較分析し、団体構成や理念の一致と相違を明らかにし、続いて、重複する会員の人的構成と彼らの人物誌を調査することで、二団体の関係性を検討する。最後に、聖体会解散をめぐる篤信家の対応を政治的・社会的文脈から解釈することを通じ、篤信家ネットワークの再編成を考察する。こうした三つの視角から篤信家を分析することで、政治首都における彼らの日常的な宗教実践、王権との関係、さらに都市内部のカトリシズム刷新に果たした彼らの役割を把握することができる。

## 2. 組織・理念・活動 一会規の比較分析より

聖体会と貴顕信心会の会員の重複を指摘した従来の研究のほとんどは、団体構成や理念の側面から二つの組織を分析していない。しかし、当時の著名な篤信家たちが、なぜこの二つの宗教結社に並行して加入していたのかを理解するためには、会員の調査と並んで、この比較分析が必要不可欠である。そこでまずは聖体会と貴顕信心会、それぞれの会規を比較分析し、二団体の構成、理念、活動の一致と相違を検討したい。

史料としては、定期的な朗読と遵守が規定されている両結社の会規、すなわち『聖体会年代記』に含まれるパリ聖体会の「規約・実践・決議・役職者の職務」と、マリア信心会の「共通規則」を土台に作成された、パリ盛式誓願会員の家の貴顕信心会の規則（1674年出版）を主に用いる<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> *Ibid.*, p. 120.

<sup>12</sup> 聖体会の会規「規約・実践・決議・役職者の職務」については D'Argenson, *op. cit.*, chap. IX, X, XI, XIV を参照。貴顕信心会の会規については以下を参照。 *L'Office de la Sainte Vierge avec celui des morts, les sept psaume de la penitence, et autre Prières qu'on recite dans les Congregations de Notre-Dame, en latin, avec Regles de la Congrégation de Nostre-Dame établie dans la maison professe des jésuites*. Paris, 1674. (以下 *L'Office* と略す。) さらにマリア信心会の「共通規則」(Aquaviva, "Regole Comuni", in: E. Mullan, *Sodalities of Our Lady studied in the documents*. New York: P. J. Kennedy, 1912,

### (1) 組織

1630年頃のパリに設立された、信徒と聖職者が共に活動する二つの宗教結社がいかなる組織的特徴を有していたのか、まず整理しておこう。すでに述べたように、聖体会と貴顕信心会は一都市を超えた連関の中に位置づけられる。両組織とも、各地に母会を雛形とした関連団体が設立され、団体間には母会の承認と会規を介した精神的あるいは実践面での繋がりと、入会証明書を携帯した会員の移動が生み出す人的結合が存在した。ただし、紐帶の強度と性質という次元で、両者には大きな相違がみられる。聖体会では、パリ聖体会（母会）を中心に整備された通信網と文通により、パリが地方の聖体会を監視するという王国内における緊密な組織網作りが意図されている<sup>13</sup>。一方、貴顕信心会の母会はローマにある。イエズス会によりローマ学院で優秀な生徒の信心会として創設された母会（1563年創設）に、各地のイエズス会施設に拠点を置く、学院の生徒や都市民から構成されるマリア信心会が加盟していた。しかし聖体会のような母会からの監視や統制はほとんど存在しない。とりわけ、この貴顕信心会は他のマリア信心会員の受け入れをパリのイエズス会修練院の貴顕信心会会員に限定し、より自律的に活動している<sup>14</sup>。緩やかな連合体の中で、むしろ別種の連関、つまり信心会の設立権限を持つイエズス会の織り成すネットワークを基盤としたといえる。この相違は結社の性格からも指摘できる。イエズス会の長上たちの同意により設立された貴顕信心会は、パリ大司教、国王ルイ13世、そして加盟を介して教皇に認可された団体、いわば国家・教会・修道会の次元における公認された宗教結社である<sup>15</sup>。それに対して聖体会は、創設においてルイ13世の黙認を得たとされるが事実上、非公認の宗教結社である。これは団体の理念と活動にも関わり、両者を隔てる相違である。

次に、団体内部の管理体制について検討したい<sup>16</sup>。役職者の役割や選出を含め、両組織による管理体制には、かなりの類似性が認められる。会の靈的指導者である「指導司祭」（1名）、集会の議長であり、運営・監督責任者として団体を指揮する「会長」（1名）、その助言・補佐をする「顧問」（6名）、記録簿や証書、情報の管理を行う「書記」（1名）を軸に、彼らが毎月1回の役員会で会の事柄などについて議論、提案、決定しながら、会を管理するよう規定されている。ただし、貴顕信心会では役職を細分化し、これに加え、会長の補佐・代理を行う「会長補佐」（2名）、財政管理を行う「会計係」（1名）な

Source No. 9.) で補足する。

<sup>13</sup> D'Argenson, *op. cit.*, chap. IX, XI, XIV. パリ聖体会会長の義務には、地方の聖体会の監視やそれからの手紙に目を通すこと、文通に関して協議することが規定されている。通信網については以下を参照。Tallon, *op. cit.*, pp. 24, 40-44.

<sup>14</sup> *L'Office*, chap. I, VIII. 修練院の信心会にはロレーヌ公シャルルと、アジャン、ディニュ、ナント、ガップの各司教やパリの小教区主任司祭などが入会しており、会員は入会儀礼なしに盛式誓願会員の家の信心会に入会でき、集会にも参加できた。J. Crasset, *Des congrégations de Notre-Dame érigées dans les maisons des père de la Compagnie de Jésus*. Paris, 1694, p. 126.

<sup>15</sup> グレゴリウス13世、シクストゥス5世など教皇大勅書によりローマ学院の信心会（プリマ・ブリマリア）を母会とするマリア信心会が公認され（1584年；1587年）、イエズス会総長アクアヴィアにより母会の規則を基に「共通規則」が作成された（1587年）。教皇大勅書についてはMullan, *op. cit.* を参照。

<sup>16</sup> 管理体制については以下を参照。D'Argenson, *op. cit.*, chap. IX, XIV; *L'Office*, chap. I, VI.

ども存在する<sup>17</sup>。さらに二団体とも指導司祭以外の役職は聖職者・俗人間わず就任が可能であり、彼らは全会員の投票で多数決により選出された。任期は貴顕信心会が6ヶ月（「共通規則」では3ヶ月）、聖体会でも3ヶ月（最長6ヶ月）と規定されている。しかし、両結社において決定的に異なるのは、指導司祭と団体内部の司教の立場である。聖体会で指導司祭が会員内の聖職者から選出され、その代理を他の役職に就く聖職者が務められるのに対し、貴顕信心会ではイエズス会士に固定され、会の実質的運営者である役職者から独立している。また司教は、聖体会において「聖体会の生まれながらの長上にして保護者」という特別な立場が与えられ、集会時の座席も会長・指導司祭と並ぶよう指定されているが、貴顕信心会内ではこうした特別な地位は言及されていない。むしろ信心会内部では個人的・世俗的な価値観や利害の排除と会員間の平等が強調され、集会では役職者以外、年齢・入会年・身分の区別なく席に着くことと規定されている。以上から、聖体会には公権力からの自律性志向が強く意識されている一方、少なくとも会規上、司教をはじめとする位階の尊重が、イエズス会という特定の修道会と強い繋がりを持つ貴顕信心会に比べ、より顕著に見られる。この性格は次に検討する団体の理念からも伺える。

## (2) 理念

聖体会と貴顕信心会の共通の理念を示すならば、聖職者と俗人が共に自身の完徳と他人への愛徳の業と教化を目指す、男性篤信家の結社と表現できよう。しかし入会・除名条件と会の主要な目的という二つの側面から理念を検討すると、両結社の異なる志向が見出せる<sup>18</sup>。

第一に、二つの宗教結社が会員に求めた人物像から理念を探ろう。すでに言及したように、入会志願者は男性信徒か聖職者であることが前提で、品行・身分・行動などの入念な身元照会、役員会などでの入会審査、さらに会員全体の合意を経て、入会が許可された。反対に、排除される人物、すなわち除名対象は、指導司祭や会長の忠告にも関わらず、行動を改めない不品行な者、「良きキリスト者 (bon chrétien)」として行動しない人物である。また両結社とも会への熱心な参加が要求され、とくに貴顕信心会では正当な理由なしの欠席も除名条件とされた。さらにこの信心会は、25歳以上で入会時にパリに居住という条件も加え、「貴顕」集団ゆえに半閉鎖的な宗教結社を形成していたと言える。一方、聖体会も早くから入会条件・審査が厳しくなった。『聖体会年代記』によると、すでに1633年には修道聖職者の入会を拒否し、決議においても「在俗聖職者しか受け入れない」と規定されるが、これは会員たちが特定の修道会の影響下で、行動が規制されるのを防ぐ措置だったといえる<sup>19</sup>。団体の自律性を重視する志向、これは非公認団体である聖体会の本質にあたる秘密主義にも関係する。除名条件に聖体会の秘密暴露がある

<sup>17</sup> 会長のみ表記が *Préfet* (貴顕信心会)、*Supérieur* (聖体会) と異なるが他の役職は原語も同一である。役職者の選出方法も聖体会と貴顕信心会とくに「共通規則」と細部まで非常に類似している。なお貴顕信心会には役員会に参加しない下級役職者として聖具室係(2名)、門番(2名)、朗読者(2名)も存在した。

<sup>18</sup> 入会・除名条件については以下を参照。D'Argenson, *op. cit.*, chap. IX; *L'Office*, chap. VII, VIII.

<sup>19</sup> D'Argenson, *op. cit.*, p. 44.

ように、この結社にとって秘密とは、会の精神と力を維持する根源と認識されている。団体内部の文書や情報は流出を防ぐよう細心の注意が払われ、秘密厳守を会員に教え込むのが団体を指揮する会長の重要な職務とされた<sup>20</sup>。そして、この秘密主義は団体の信仰実践とも密接な関係があった。

そこで第二に、二つの宗教結社の守護であり、主要な目的に規定される信心と崇敬を比較したい。まず聖体会の主要な目的は「聖体へ特別な敬意、崇敬、畏敬を示すこと」<sup>21</sup>と規定される。トリエント公会議決議により保証された聖別されたパンとぶどう酒の目に見えない実体変化を信仰し、聖体の中に隠れたるキリストの生涯に倣い、自らも人目から隠れ、深い沈黙と謙遜の実践を志向する。これが、聖体会が秘密を重視するもう一つの理由だといえる<sup>22</sup>。一方、聖母の御潔めを守護とする貴顕信心会は、カトリック（対抗）宗教改革の中で煉獄の守護者、異端に敵対する守護者というイメージが強まる聖母を崇敬の対象とし、「聖母を讃え、その庇護を懇願し、彼女の美徳を模倣する」<sup>23</sup>ことを主要な目的とする。会員たちは入会式で生涯、聖母へ完全な忠誠を示す「聖母への奉獻の誓願」を行い、これを毎年更新することで、救済において聖母からの特別なとりなしを保証された一団に所属していると考えられた<sup>24</sup>。つまり両結社とも入会が制限された特別な団体という側面があり、これは結社の崇敬対象と密接に関係していたと考えられる。それでは、この理念に基づき、会員たちはどのような活動を行っていたのだろうか。

### (3) 活動

この二つの宗教結社の活動は大きく四つに区分できる。定期的集会、信心業の実践と相互扶助、慈恵活動、他者の教化である<sup>25</sup>。団体の軸にある集会の規定を検討すると、聖体会では、聖体が安置される毎週木曜日、会員の家など任意の場所で午後、正確に2時間（砂時計を使用）、活動や団体に関する提案や議論を中心に集会が行われていた。貴顕信心会では毎週日曜日、サン・ルイ教会の礼拝堂にて、午前的小教区の聖務に支障がない時間に2時間ほど、祈祷とミサを中心に集会が催された。ただし聖体会の活動がある聖体の祝日、復活祭後の2週間など「厳肅な祝祭日」には、貴顕信心会では会員が小教区の信心業や聖務に出席できるよう休会とされている<sup>26</sup>。すなわち両会規上、篤信家

<sup>20</sup> *Ibid.*, chap. XIV. なお会長の最初の職務の中に「秘密なしには聖体会は名譽と侮辱によって道に迷い、それらが会の成果を全滅させる」とされ、聖体会の実体を隠蔽する重要性と方法も示されている。

<sup>21</sup> *Ibid.*, chap. IX.

<sup>22</sup> *Ibid.*, p. 96; Tallon, *op. cit.*, pp. 65-67.

<sup>23</sup> *L'Office*, chap. I.

<sup>24</sup> *Ibid.*, chap. II; Crasset, *op. cit.*, pp. 63-75; A. Lottin, «Les grandes inflexions de la dévotion mariale aux Temps modernes (XVIe-XVIIIe siècle)», in: A. Lottin (ed.), *La dévotion mariale de l'an mil à nos jours*, Arras: Artois Presses Université, 2005, pp. 30-34.

<sup>25</sup> 活動については以下を参照。D'Argenson, *op. cit.*, chap. X, XI; *L'Office*, chap. II, III, VI. 主に活動資金源は会員による定期的な寄付（献金）だったと考えられる。

<sup>26</sup> 聖体会では議論の前に聖書朗読、祈祷など行われ、冬期4時、春期・秋期4時半、夏期5時に閉会される。年1回の総会や特定の日に行われる臨時集会も存在する。貴顕信心会では冬期7時時、夏期6時半時ごろ開会し、同様に聖書朗読、聖務日課、ミサ、祈祷と默想、勧告、週の免償と慈恵活動の報告や、時に指導司祭から月の默想のための聖句の書かれた御絵が配布され、その後、遅刻者のための第二ミサも行われる。

たちは聖体会と貴顕信心会、両方の集会に参加し、前者で篤信家の活動を議論し、後者で宗教的実践を行うことができたと考えられる。

信心業には個人的実践と団体での実践が存在した。トリエント公会議以後、信仰のみとするプロテスタントに対し、カトリックでは善行と秘跡の実践が救済において不可欠と定義され、当時の篤信家にとって、これは重要な活動であった。当然、聖体会では個人でのイエス・キリストの存在を意識した聖体拝領から、聖体の祝日の行列や総聖体拝領まで聖体崇敬の実践が詳細に規定されているが、その傍らで聖人崇敬や聖母に関する信心業への言及はごくわずかである。貴顕信心会は、聖母の聖務日課から毎年更新する

「聖母への奉獻の誓願」まで聖母に関する信心業が基調をなす。ただし聖体会同様、頻繁な聖体拝領もまた重要な業とされ、聖母とともにキリストへの畏敬と尊敬のため、礼拝堂では「大いなる謙遜と深い沈黙を守る」よう規定されていた。実はこうした頻繁な秘跡の拝領と信心業の日常的・個人的実践はカトリック（対抗）宗教改革の中で要求され、イエズス会が信徒に積極的に奨励した活動でもあった。したがって二団体とも会員の日常的な信心業の実践が規定されているが、とくに貴顕信心会では、毎朝の神への感謝と祈祷、就寝前の良心糾明と祈祷、聖書朗読と默想の実践など、会員が模範的キリスト者として日々を送れるように詳細に規定されている。一方、団体での実践で重要なのが会員の相互扶助である。聖体会・貴顕信心会とも、病気の会員の見舞いと祈祷、物故会員の埋葬と祈祷、死者ミサが規定されている。ただし貴顕信心会は全免償が受けられる特權付祭壇での死者ミサなど、あくまでパリの会員内のみで魂の救済が配慮される一方、聖体会は通信網を活かし、王国内の聖体会全体で各地の物故会員への祈祷や聖務を連携して行うよう規定されている。

業として同様に重視された活動が、後に一般救護院とパリ外国宣教会の設立に結実することとなる他者の魂の救済への配慮、つまり慈恵活動と他者の教化だといえる。毎週、団体の代表によるノートルダム司教座大聖堂やオテル・ディユを初めとする慈恵施設への寄進と祈祷、「恥を知る貧者（Pauvres honteux）<sup>27</sup>」への喜捨と牢獄への慰問、これは両結社に共通する慈恵活動である。そして、とくに積極的な他者の教化とモラルの監視を指摘できるのが聖体会である。異端の改宗、プロテスタントからの改宗者やカテキスマについて集会で議論し、不品行・不信心な信徒、異端、賭博士などの矯正に気を配り、矯正できない場合は司法官僚に報告すると脅迫する。家族や隣人だけでなく、小教区単位での教化と監視、口論や決闘、居酒屋への出入り、謝肉祭での放蕩、四旬節期間中の肉の売買、喜劇や笑劇を避けるように仕向けることが具体的に議論・規定される<sup>28</sup>。貴顕信心会でも家族や教区民、使用人のキリスト教化と品行の改善、異端の根絶が意識されるが、そのために行われる活動は、祈祷や会員が教区内で良き模範を与えることによどまる。

<sup>27</sup> 何らかの事情により、貧困状態に陥りながらも公に施しを乞うことができない人。*Dictionnaire de L'Académie française*, 1st Edition, 1694.

<sup>28</sup> なおポワティエの聖体会の規約（1642年）から聖体会の活動を検討した研究は以下のとおり。高澤紀恵「近世パリ社会と篤信派：聖体会をめぐる予備的ノート」『ヨーロッパ近世・近代の政治社会』（学術振興会科学研究費補助金、基盤研究A、研究成果報告書、2006年）、67-68頁。

以上、会規の比較より、二つの宗教結社に次の特徴が読み取れる。聖体会は社会事業を積極的に行う集団であり、活動の自由を維持するためにも王国内に仲間の組織網を築きながら自律性を重視していたといえる。それに比べ貴顕信心会は宗教的実践に専心し、イエズス会の指導と組織網に結びついた団体だといえる。それではこの二つの組織への所属は何を意味したのだろうか。第一に、聖体会と貴顕信心会は異なる崇敬を持っていったが、それは補完関係にあったと考察できる。なぜなら当時、篤信家の信仰実践に影響を与えたベリュルがマリアへの献身をキリストが聖母の胎内でした服属と結びつけ、初期のオラトリオ会士にマリアへの献身の誓願を行ってからイエスへの献身の誓願を行うことを勧めたように、二つの崇敬を接合する信心形態が存在したからである<sup>29</sup>。つまり頻繁な聖体拝領も行う聖母崇敬の結社と聖体崇敬の結社への所属は、忠実にキリストに倣うために有益だったと考えられる。第二に、団体編成が類似している二つの組織に支障なく加入できた篤信家たちは、そこで異なる篤信家の組織網に参入しつつ、内的な完徳と社会への働きかけを補い合うことができる。すなわちここには、篤信生活の充実化という意味を見出すことができる。

### 3. 篤信家の人的構成

これまで団体の構成や理念を比較することから篤信家の活動や信仰実践の重層性を分析してきたが、ここでは結社への入会の動向と会員の社会的背景を検討することで篤信家の人的ネットワークの様相を解明したい。なお、本稿では両組織の活動が本格的に開始する 1630 年から聖体会解散とそれに伴う混乱が収束する 1670 年代までを調査対象の時期とする。

#### (1) 調査方法

会員に関する調査では、主に二種類の史料を用いる。一つは、貴顕信心会の入会署名で、そこから各会員の氏名と入会日を知ることが出来る<sup>30</sup>。もう一つは、『聖体会年代記』と聖体会会員の通信文において言及されている会員の情報である<sup>31</sup>。貴顕信心会の会員は、入会式で読み上げる「聖母への奉獻の誓願」式文に署名することが義務付けられていたので、入会者の網羅的な一覧表を作成することが可能である。さらに、入会署名した会員は恒常に会の活動に参加することが会規により規定されていたため、署名が現存する会員は、中途退会することなく会に所属していたと考えることができる。これに対し、聖体会の会員に関する情報は、秘密結社という組織の性格から史料の中では断片的にしか得ることが出来ない。それゆえ、貴顕信心会と異なり、完全な入会者の一覧表を作ることは出来ず、先述の史料や、それ以外の史料も併せて分析した複数の研究書から会員の情報を収集する他に手段はない。また、聖体会会員の入会日を特定し、それを

<sup>29</sup> L. Bouyer ほか著、上智大学中世思想研究所翻訳・監修『キリスト教神秘思想史 3 近代の靈性』(平凡社、1998 年)、422-428 頁。R. Taveneaux, *Le catholicisme dans la France classique: 1610-1715 Tome II*. Paris: S. E. D. E. S., 1994, p. 371.

<sup>30</sup> Archives Nationales, MM649, 650: *Jésuites serments à la Vierge*.

<sup>31</sup> 聖体会の通信文については以下を参照。A. Rebelliau, *La compagnie secrète du Saint-Sacrement: lettre du groupe parisien au groupe marseillais, 1639-1662*. Paris: Honoré Champion, 1908.

貴顕信心会の会員の入会日と対照することもできない。そこで、まず始めに調査対象の時期に貴顕信心会に入会した人物を網羅的に抽出し、次に彼らが聖体会の会員とどのような関係にあったかを調査する。

## (2) 会員の重複とその特徴

調査に関する史料上の制約が大きいことを指摘したが、正確な数量から両結社の関係を判断できないとはいえ、会員の動向に関する傾向を把握することは可能である。そこで、ここではまず重複する会員の割合とその通時的变化を概観し、次に両結社に関係する篤信家の人物誌の特徴を解明したい。

1630年代から1670年代にかけて貴顕信心会に入会した会員を10年毎に分割して調査してみると、その調査リストから以下の特徴が読み取れる。まず、各年代にそれぞれ聖体会会員として活動した人物の名前を見出すことができる。これは、二つの宗教結社が会員の次元では恒常に交流を継続していたことを示唆する。さらに注目すべき特徴は、会の草創期にあたる1631年から1640年と、聖体会が解散した後の1660年代後半から1670年代前半の二つの時期に見られる。まず前者の時期には、貴顕信心会に入会した106名の会員のうち23名が聖体会で活動していた人物であることが確認できる。特に、この中には聖体会の会長を11回務めたガストン・ド・ランティやフーケ兄弟のような有力な篤信家系に属する人物が見受けられ、聖体会と貴顕信心会が共に有力な篤信家を共有しながら、組織の活動を開始したことが伺える<sup>32</sup>。次に後者の時期には、聖体会の会員数名が貴顕信心会に入会している事例が見られる。ただし、貴顕信心会の入会者に占める聖体会会員の割合は、それ以前の年代とほぼ同じであり、聖体会解散後に、その会員の中から貴顕信心会への入会者数が急増したわけではない。それゆえ、シャテリエが強調したように、貴顕信心会が聖体会の代替活動拠点の機能を有していたとは、今回調査した人的構成という観点からは結論付けられない。むしろ両者は、設立以来、互恵関係を保ちながら、信仰実践や社会活動を営んでいたと考えるほうが適切であろう。

ところで、篤信家のネットワークの重要性を理解するためには、二つの宗教結社に重複した会員を数量的に分析するだけでは不十分で、彼らの社会的背景や具体的な人物像を検討する質的分析が必要不可欠である。

まず、この二つの宗教結社に關係する篤信家の属性は、二つの類型に分類される。一つは、貴顕信心会に入会した篤信家と縁戚關係にある人物が聖体会に所属している場合と、もう一つは本人自身が聖体会の会員として活動する場合である。まず近親者に聖体会会員がいる事例として、ジェロム・ブラジュロニュという人物を取り上げたい。1658年7月に貴顕信心会に入会した彼は、同じく1635年3月に貴顕信心会に入会し、聖体会会員としても活動していた兄弟のマルタンを介して聖体会と結びつく<sup>33</sup>。また、ブラジュロニュ家はルソン司教(1623-1635)を輩出し、当時リシュリュの協力者として王権に近い位置を占める家系であり、ジェロムの母カトリヌ・ダブラ・ド・ラコニも有力な篤信家系の出身であった。この事例は、聖体会や貴顕信心会の会員が血縁や婚姻關係を通じて密接な連絡を保っていたことを示すものである。

<sup>32</sup> Châtellier, *op. cit.*, pp. 110-111.

<sup>33</sup> Rebelliau, *op. cit.*, pp. 75-76; Châtellier, *op. cit.*, p.119; J. Bergin, *The Making of the French Episcopate 1589-1661*. New Haven & London: Yale University Press, 1996, p. 585.

じて篤信家集団の間でネットワークを形成していたことを示すと同時に、リシュリュに協力的な篤信家が存在していたことを示唆する<sup>34</sup>。

次に、二つの組織に重複して入会した篤信家の一覧からは、三つの特徴が読み取れる。第一の特徴は、俗人会員の多くの社会的出自は、訴願審査官や高等法院の法曹といった法服貴族層であり、聖職者会員は司教在任中や後に司教になる人物や国王付聴罪司祭といった高位聖職者の階層に属する。前者に関して、訴願審査官のギヨム・ヴィデやレネ・ル・ル、パリ高等法院評定官のピエール・ショメルや、貴顕信心会入会当時（1635年）メップ高等法院評定官で、1653年に財務卿に就任するニコラ・フーケといった人物が代表的であり、後者には、ル・ピュイ司教となるアンリ・ド・モパ、サルラ司教となるニコラ・セヴァン、ニコラ・フーケの兄であり、バイヨンヌ司教となるフランソワ・フーケ、さらにルイ13世の国王付聴罪司祭、國務顧問官を歴任するロラン・ド・ブリサシエといった人々を確認できる<sup>35</sup>。第二は、イエズス会との関係である。調査した会員は全てパリのイエズス会施設に存在した貴顕信心会の会員で、修道会と何らかの関係を構築していたことは明らかであるが、特に顕著なのがイエズス会学院の卒業生の存在である。近世フランスでは、法服貴族子弟の多くがイエズス会学院を卒業しており、第一の特徴である社会的出自を考慮すればこの存在は推測できるが、実際数名の会員について確認できる。例えば、前出のニコラ・セヴァンはパリのクレルモン学院の卒業生で、ジャン・ガイヤルやフランソワ・フーケもイエズス会学院出身である<sup>36</sup>。また、聖職者のみならず俗人会員の事例も確認できる。次項で詳細に検討することになる二代目ルネ・ル・ヴォワイエ・ダルジャンソンは、オルレアンのイエズス会学院の卒業生で、在学時代生徒信心会の類型に属するマリア信心会に入会していることも確認できる。第三の特徴は、海外宣教事業の形成や支援に貢献した人物が複数存在することである。聖体会では海外宣教に関心を抱く会員が増加し、彼らの社会的影響力と経済援助の下で、カナダやアジアへの宣教支援が組織された。特に1663年に国王から設立を認められたパリ外国宣教会は、「聖体会最後の作品」（ダルジャンソン）と呼ばれるように<sup>37</sup>、聖体会会員から12万リーヴルの資金が提供され、活動を開始した<sup>38</sup>。こうした活動の動向は調査リストからも伺える。まず、1630年代から1640年代に海外宣教を活発に支援した会員として、ニコラ・フーケと、訴願審査官で後に聖体会役職者を歴任することとなるエリ・レズネ・ラ・マルグリを見出すことが出来る。フーケ家は、ヌヴェル・フランス百人会社の出資者であった父のフランソワ・フーケの代から、海外植民地建設とカトリック宣教支援に精力を傾けており<sup>39</sup>、エリ・レズネは、聖体会会員を中心とする篤信家から、カナダとレヴァントにおける宣教支援を得るために、資金募集の文書を執筆した<sup>40</sup>。さらに、パ

<sup>34</sup> リシュリュに協力的な篤信家については、坂野前掲論文、45頁を参照。

<sup>35</sup> Châtellier, *op. cit.*, pp. 114-123; Bergin, *op. cit.*, pp. 626, 668-669, 703.

<sup>36</sup> P. Delattre (dir.), *Les établissements des jésuites en France depuis quatre siècles Tome I*. Enghien: Institut supérieur de théologie, 1949-1955, col. 288.

<sup>37</sup> D'Argenson, *op. cit.*, p. 239.

<sup>38</sup> C. Marin, *Archives des Missions étrangères de Paris études et documents Tome IX: Le rôle des Missionnaires Français en Cochinchine aux XVIIe et XVIIIe siècles*. Paris: Eglises d'Asie, 1999, p. 35.

<sup>39</sup> D. Desset, *Fouquet*. Paris: Fayard, 1987, pp. 36-53; 坂野前掲論文、44頁。

<sup>40</sup> Tallon, *op. cit.*, p. 42.

リ外国宣教会の役職者や中核となる構成員を複数確認できるのも特徴的である。国王付聴罪司祭となった同年に貴顕信心会に入会したロラン・ド・ブリサシエは、1668年にパリ外国宣教会理事に就任する。また、フランソワ・ベザルは1670年12月から1674年1月にかけて同会の総長職を務めており、その在職中の1671年に貴顕信心会に入会している<sup>41</sup>。俗人役職者に加え、実際に宣教地へ派遣された司教も存在する。フランソワ・パリュ司教は、聖体会員として様々な人脈を活用しながら宣教活動の準備を行っていたが、トンキン使徒座代理区長に任命される直前の1659年8月に貴顕信心会に入会している<sup>42</sup>。他方、フランソワ・ド・ラヴァル司教も同年にヌヴェル・フランスの使徒座代理区長に任命されるが、貴顕信心会に入会するのは彼が初代ケベック司教に任命される1年前の1673年である。

以上いくつかの具体的な人物や家系の分析を通じて、篤信家の人物誌的特徴を二つの類型に分類して検討してきたが、ここで取り上げた事例以外にも類似の例が見出されることを考慮すれば、これまでの考察は聖体会と貴顕信心会の双方に関わった篤信家全体の動向を反映すると考えられる。すなわち、篤信家は、婚姻や親族関係を通じて、その人脈を自分の所属する宗教結社からより広い範囲に展開させる一方で、その多くが、青年期にイエズス会学院で教育を受け、一部の者は学院内部の生徒信心会に入会し、学院卒業後、様々な分野で社会的地位を獲得し、その後貴顕信心会に入会し信仰実践を行う。同時に、彼らは聖体会にも入会し、海外宣教支援に代表されるカトリシズムの社会的な活動を行う。

### (3) 篤信家の肖像

篤信家全体の人物誌を概観した後に、個人や家系の軌跡の中にこの二つの宗教結社の存在を位置づけることが妥当である。なぜなら、篤信家の宗教生活における通時的継続を検証しなければならないからである。ここでは、ヴォワイエ・ダルジャンソン家とメリアン家を取り上げる。この二つの家系は、共に聖体会と貴顕信心会で役職者を務めた主要な篤信家を輩出した家系であり、聖体会解散後も18世紀に至るまで社会的影響力を保持し続けた家系でもある。

ヴォワイエ・ダルジャンソン家では、訴願審査官や駐ヴェネチアフランス王国大使（1650-1651）を歴任した初代ルネ・ル・ヴォワイエ・ダルジャンソン（1596-1651）が、聖体会草創期以来の主要な構成員であった<sup>43</sup>。彼の長男の二代目ルネ・ル・ヴォワイエ・ダルジャンソン（1623-1700）は、父親と同様、1649年に訴願審査官に任命され、1651年から55年にかけて父親の職を継承してヴェネチア大使を務める<sup>44</sup>。また、宗教生活に

<sup>41</sup> Moussay/Appavou, *Répertoire des membres de la Société des Missions Etrangères 1659-2004*. Paris: Archives des Missions Etrangères, 2004, p. 54.

<sup>42</sup> 使徒座代理区長（*vicarius apostolicus*）は、代牧とも呼ばれ、教会組織の位階制が確立されていない宣教地において、ローマ教皇から教区司教に準ずる権限を与えられ、直接教皇に従属する高位聖職者で、通常は名義司教である。傘木澄男「代牧」新カトリック大事典編纂委員会（編）『新カトリック大事典』第3巻（研究社、2002年）、954頁。

<sup>43</sup> M. de Certeau, « Politique et mystique: René d'Argenson (1596-1651) », *Revue d'ascétisme et de mystique* 39, 1963, pp. 45-82; Tallon, *op. cit.*, p. 15, 135.

<sup>44</sup> C. Frostin, *Les Pontchartrain ministres de Louis XIV*. Rennes: Presses universitaires de Rennes, 2006, p. 553.

おいては聖体会と貴顕信心会の活動を並行して実践した。どちらの組織で活動を先行したかは不明であるが、1650年7月に貴顕信心会に入会し、ヴェネチア駐在期間の中止を挟んで、1658年に貴顕信心会の会長補佐に就任し、その後会長職を務めた<sup>45</sup>。他方、聖体会では1659年5月に書記、1660年3月には会長を務める<sup>46</sup>。それゆえ、彼は聖体会解散をめぐる混乱期に、聖体会と貴顕信心会の中枢に位置していたことになる。彼は、二つの宗教結社の会規という側面からも興味深い事実を提供してくれる。彼は『聖体会年代記』を1690年代に編纂したことでも有名であるが、その中には聖体会の会規に関する内容も詳細に含まれ、彼が聖体会の組織構成や会規に精通していたことが伺える。他方、彼は1663年に、ジャン・ド・ゴモンの協力を得て、貴顕信心会の規則の印刷に取り組んでいる<sup>47</sup>。この事実は、聖体会と貴顕信心会の会規の間には親和性が存在することを示唆する。ところで彼のみならず、この家系全体が、篤信家ネットワークの血縁や人脈の実態を雄弁に表現する。二代目ルネの弟ピエール・ル・ヴォワイエは、1658年からパリ高等法院院長を務める聖体会会員ギヨム・ラモワニョンに推挙され、ヌヴェル・フランス植民地総督に就任したことから、両者の親密な交流を伺い知ることが出来る<sup>48</sup>。他方、二代目ルネの妹マドレーヌ・ル・ヴォワイエは、大評定院評定官ジャン・ド・ベルナジュと婚姻関係を結ぶが、彼は1650年に貴顕信心会に入会し、1657年4月に聖体会会長を務めた人物である。

メリアン家は、海事国務卿を輩出した門閥ポンシャルトラン家の縁家にあたり、ヴィクトル＝オギュスタン・メリアンは、彼自身、聖体会会員ではなかったが、彼の兄弟にあたるピエール・メリアンは、聖体会会員であった<sup>49</sup>。ヴィクトルはパリのイエズス会学院で中等教育を受け、その学院のマリア信心会に入会する。司祭に叙階された後、海外宣教を志願する神学生と都市や農村で司牧活動を行ったり、救護院や牢獄訪問に従事する。その後、1651年5月に貴顕信心会に入会し、1656年に同会役職者、さらに1670年には会長職を務める<sup>50</sup>。

この二家系は、聖体会解散後に一時的な衰退があったにせよ、17世紀後半から18世紀前半にかけて、その社会的地位を復活させ、絶対王政支配の一翼を担う。ヴォワイエ・ダルジャンソン家では、二代目ルネの息子マルク＝ルネが、1697年に治安総代理官に就任する。他方メリアン家では、ヴィクトル＝オギュスタンが、1680年代にガップ司教、1690年代にアレット司教を歴任する。この背景には、兄弟ピエールとボシュエが縁戚関係にあったことから、ボシュエを介して王権との和解が達成されたと考えられる<sup>51</sup>。ま

<sup>45</sup> Bibliothèque Mazarine, Manuscrit 3335: *Homme illustres de la Congrégation de la Vierge, maison professée des Pères de la Compagnie de Jésuite, à Paris*, pp. 321-335.

<sup>46</sup> Tallon, *op. cit.*, p. 166.

<sup>47</sup> この協力者もまた、貴顕信心会会員であると同時に聖体会に入会していた可能性が高い。D'Argenson, *op. cit.*, p. 211.

<sup>48</sup> Frances G Halpenny (ed.), *Dictionary of Canadian Biography Tom II*, Toronto: University of Totonto Press, pp. 656-658.

<sup>49</sup> D'Argenson, *op. cit.*, p. 42.

<sup>50</sup> Bibliothèque Mazarine, *op. cit.*, pp. 337-340. 彼は1661年当時、ルイ14世王妃アンヌ・ドトリッシュ付聴罪司祭職にあったことが確認できる。J. Bergin, *Crown, Church and Episcopate under Louis XIV*. New Haven & London: Yale University Press, 2004, p. 453.

<sup>51</sup> ピエール・メリアンは、ボシュエの従兄弟の子女と婚姻関係を結ぶ。Ibid., pp. 453-454.

た、二代目ルネ・ヴォワイエ・ダルジャンソンの孫で1744年から47年にかけて外事国務卿を務めたルイ・ルネ・ド・ヴォワイエは、1719年にメリアン家の子女マリ・マドレヌ・メリアンと婚姻関係を結ぶ<sup>52</sup>。これは、篤信家ネットワークの「啓蒙の世紀」への継続を示す事例の一つであろう。

ここでは個別家系の詳細な分析を通じて、篤信家のネットワークが複数の世代にまたがり構成されることが解明された。また、結社内部における指導力という点では、一方の結社への偏在性は確認できず、役職者の地位を得ている人物は両結社に対して牽引力を保持している。さらに、役職者への就任や組織内部での昇進は、本人の社会的上昇ともある程度比例する関係にあると確認できた。

以上、聖体会と貴顕信心会という二つの宗教結社に入会していた篤信家の人間関係を検討してきた。両結社に入会していた人数は正確に把握できないが、国王に近い位置を占め政界や宗教界に大きな影響力を及ぼす人物が両結社の会員として名を連ねている。彼らは内省的信仰実践に積極的に関与すると同時に、彼らの形成したネットワークは、慈惠活動や非ヨーロッパ世界への海外宣教事業の支援といったカトリシズムの社会的使命に応える結節点となった。しかし、ルイ14世の親政が開始すると、王権のカトリック戦略の中枢を担う篤信家の拠点の一つであった聖体会が解散させられる。この事件をめぐる篤信家の動きについて次に検討したい。

#### 4. 聖体会解散と篤信家ネットワークの再編成

1660年代は17世紀フランス社会の転換期である。1661年3月にルイ14世の親政が開始し、財務監察官のコルベールが重商主義政策や植民地再編に着手する。対外的には、スペイン領ネーデルラントに侵攻する。この社会変化は、それまで政治・経済・外交といった王国の基本戦略に關係する分野で影響力を保持してきた篤信家と彼らの宗教結社の存続にも影を落とす。例えば、篤信家を牽引する存在で聖体会と貴顕信心会の会員であった財務卿ニコラ・フーケの逮捕・失脚（1661年3月）とコルベールの台頭は、植民地政策の宗教的性格の比重を著しく削減する結果となり、フランス植民地の位置付けは決定的に変化する<sup>53</sup>。また、1660年12月にパリ高等法院は、王権による許可のない全ての集会を禁じる裁決を下し、聖体会の活動は法的に抑止される結果となる。そこで、聖体会の活動禁止を中心に、その背景とこの事態への篤信家集団の対応を、本稿で分析した宗教結社の構造と人的構成を考慮しつつ検討したい。

##### (1) 聖体会解散の経緯

聖体会の存在が枢機卿マザランから警戒され、最終的に活動を禁じられるには、三つの背景があったと考えられる。第一には、政治的・社会的背景としてマザランによる貴族層と宗教結社への不信がある。1650年代後半にはフロンドの乱に起因する政治的混乱は収拾されたが、コンティ親王に代表されるマザランとの対立を経験している篤信家は、

<sup>52</sup> Frostin, *op. cit.*, p. 586.

<sup>53</sup> この時期の海事政策を含む植民地戦略の転換に関しては、以下を参照。M. Vergé-Franceschi, *Colbert*. Paris: Payot et Rivages, 2003, pp. 131-210.

「篤信派の陰謀」を抱く集団として、常に彼から警戒される存在であった。また、同時代の深刻な問題が、1652年から10年間継続した「宗教的フロンド」(R·M·ゴールデン)と呼ばれる、マザランと教会組織との対立である<sup>54</sup>。当時のパリでは、大司教ジャン・フランソワ=ポール・レス・ド・ゴンディを筆頭に教区司祭団の約8割が、ジャンセニズムに共鳴しつつ、マザランを中心とする王権と対立を続けていた。それゆえ、非公認の宗教結社という組織の性格と司教位階の尊重や教会組織の擬似的構造を内包した聖体会は、王権への反抗拠点の苗床と考えられた。第二には、王国運営の基本戦略の対立がある。これはリシュリュ期から継続する軌跡で、「カトリック・ヨーロッパ」の連帶と「異端の撲滅」を志向する篤信派とガリカン教会体制を含む国家理性と重商主義を重視する党派との対立は、この時期ニコラ・フーケとコルベールとの間で顕現する。第三の背景は聖体会の理念と活動の特徴の中にある。聖体会は、自身の完徳と他者への愛徳の業と教化を目指すという宗教的理念から、組織の自律性、秘密主義、組織内部の通信網の発達、社会事業への積極姿勢を採用したが、統治者は、これらの諸要素を社会内部で成長する「見えない」存在として認識した。一方、貴顕信心会は、聖体会と同じ理念を共有しながらも、公認団体であり宗教実践に専念しており、会員の動向も他者から理解しやすい存在であった。シャトレ裁判所主席検事が、聖体会解散後にイエズス会のマリア信心会や小教区の集会への参加は認められるが、聖体会の集会への参加は認められないこと、その両者を明確に区別して篤信家に答弁を行ったことは、この二つの結社の組織構成の相違が聖体会解散の原因の一つになっていることを控えめに語っている<sup>55</sup>。このように、聖体会は、実際にマザランや王権に対し組織的反抗を計画したこともなく、ジャンセニズムには否定的な態度を示し、反ジャンセニズムの拠点の一つであったサン・シュルピス小教区（サン・ジェルマン城外区）は聖体会の主要な活動の舞台であつたにも関わらず、彼らの理念や活動の性格が彼らへの疑惑を増幅する結果となつた<sup>56</sup>。迫害の第一波は地方都市から到來した。1658年7月にボルドーのギュイエンヌ高等法院において、国王と高等法院の許可なく設立された信心会が問題視される<sup>57</sup>。この聖体会弾圧の先駆的事例に引き続き、1660年12月にパリ高等法院で聖体会の活動は禁止されるが、1666年頃まで彼らの地下活動は継続する<sup>58</sup>。

## (2) 活動の継続と再編

1663年前後に篤信家に転機が訪れる。ルイ14世とコルベールは、篤信家を完全に排除する政策から、王権の監督下で彼らの行う宗教活動を保護する政策に姿勢を転換する。この背景には、社会的次元では現実問題として都市における救貧・慈恵活動が急務とされていたことと、宗教的次元では、ガリカニズムをめぐりローマ教皇庁との対立が深刻化する一方、1661年4月にポール・ロワイアルの修道志願者を強制退去させ、ジャンセ

<sup>54</sup> R. M. Golden, *The Godly Rebellion: Parisian Curés and the Religious Fronde 1652-62*. Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1981.

<sup>55</sup> D'Argenson, *op. cit.*, p. 225.

<sup>56</sup> この小教区には、パリ外国宣教会や不治病者救護院など、聖体会員の支援によって設立された施設が複数存在していた。

<sup>57</sup> Archives Départementales de Gironde, C 3784: *Extrait des Registres de Parlement* (Juillet, 1658).

<sup>58</sup> J.-P. Gutton, *Dévots et Société au XVIIe siècle*. Paris: Belin, 2004, pp. 23-24.

ニズムを完全に排除したことがある。それゆえ、国王は、王権の宗教戦略に抵抗しないカトリック勢力の結集を図る必要が出てきた。こうした状況の中、篤信家はこの事態に対応するための対策を講じたり、国王陣営からの働きかけの中で、彼らの活動とネットワークを再編する。

第一は、小教区を活動単位とすることである。聖体会内部では、1650年代初頭からいくつかの試みが議論されたが、1660年前後から複数の小教区を束ねる区(Canton)制度が導入され、地下活動の拠点を形成する。例えば、二代目ルネ・ル・ヴォワイエ・ダルジャンソンは、ルーブル区を設立し、そこにはサン・ジェルマン・ロセロワ、サン・トゥスタシュ、サン・ロックの各小教区が含まれる。重要事項を討議する区の集会では、毎回聖体会の規約が默想され、会の精神の堅持が図られた<sup>59</sup>。他方、同時期に、彼は貴顕信心会の規則の印刷に従事していたが、その中で「共通規則」では明記されていない会員の小教区での行動指針が言及され、会員は小教区の聖務に恒常的に出席し、隣人に良き模範を示すように規定されている<sup>60</sup>。聖体会の区制度導入と貴顕信心会の小教区に関する規定から、篤信家が宗教的実践を小教区の地盤や活動の上に再編成しようとしたことが伺える。

第二は、聖体会が開始した事業の可視化が進められたことである。ここでは、パリ聖体会が活動の苗床となった一般救護院とパリ外国宣教会の事例から、その過程を検討したい。一般救護院は1656年に設立され、その役職者のほとんどが聖体会員であった。しかし、聖体会解散後は役職者が漸次交替し、聖体会会員の人数は減少しコルベール支持者の役職者が増加する。いわば、一般救護院は王権の主導下に置かれることとなる<sup>61</sup>。他方、パリ外国宣教会は、既に1659年から代理区長や宣教師を宣教地に派遣し活動を本格化していたが、1663年に国王ルイ14世から『パリ外国宣教会設立認可の開封勅書』を与えられ、正式に法的認可を受ける。同時に、この勅書の中では国王による資金援助も規定される<sup>62</sup>。この会の役職者や司教は、一般救護院の場合と異なり、聖体会関係者がその職を1660年以降も継続し、彼らが活動の方針を決定した。この二つの組織の役員人事の対照性は、王権と篤信家の複雑な互恵関係をよく表現している。

## 結論

本稿では17世紀パリに設立された二つの有力宗教結社である聖体会と貴顕信心会を活動拠点とした篤信家について、その宗教結社への参加の宗教的動機、日常的活動の実態、人脈の構成、さらに聖体会解散という事件史に対する彼らの対応という諸問題について論じてきた。ここで全体を再構成しておきたい。篤信家集団の中には、社会的な有力層を中心に、聖体会と貴顕信心会双方で活動していた人物を複数見出すことができる。彼らは、信仰実践の次元では、それぞれの結社で矛盾なく聖母崇敬と聖体崇敬を両立させ、活動の次元では、カトリシズムの内包する理念である他者の救済を世俗社会で促進

<sup>59</sup> Allier, *op. cit.*, pp. 366-367.

<sup>60</sup> *L'Office*, chap. II.

<sup>61</sup> Gutton, *op. cit.*, pp. 70-79.

<sup>62</sup> Sy, *Archives des Missions étrangères de Paris etude et documents Tome X: La société des missions étrangères: La fondation du Séminaire (1663-1700)*. Paris: Eglises d'Asie, 2000, pp. 41-47.

することを希求し、事業を組織するための拠点であった聖体会と、貴顕信心会という内省的宗教実践の場をうまく調和させる。他方、彼らは血縁や人脈を用いて宗教生活と社会生活を連結させ、彼らの人的紐帯は世代を超えて継続する。しかし、国家権力は、宗教実践の必要性から誕生した聖体会の秘密主義とそれに基づく組織構成を弾圧する。この事態に対し、篤信家集団は活動の可視化を進め、結社の中では宗教実践に専心し、当時の国家統治に適合するネットワークの再編成を行う。

本稿には三つの限界が存在する。第一の限界は、パリと地方都市との有機的連関を解明することが出来なかつた点にある。これは史料上の制約もある困難な作業であるが、宗教的史料のみならず、より広範な人脈を分析できる史料から解明する必要があろう。第二の限界は、パリの篤信家が都市社会の中で実際にどのような社会活動を行っていたかに関する分析が限定的である点にある。これに関しては、彼らの覚書や書簡などの私文書の分析が有効であると思われる。第三には、宗教的人脈と政治的・社会的人脈の連関に関する分析が少ないことである。例えば、実際の政策立案や外交交渉の過程への篤信家の影響を解明できれば、より立体的に近世フランス社会の構造を理解することが出来るであろう。

そこで最後に、18世紀まで含めた篤信家と宗教結社について展望したい。聖体会解散後も活動を継続した貴顕信心会では、1670年から1700年にかけて入会者数が微増する<sup>63</sup>。また1729年に、貴顕信心会の集会が開催されるイエズス会盛式誓願会員の家において、手工業者信心会が活動していることを確認できる<sup>64</sup>。他方、18世紀に、このイエズス会施設が立地するサン・ポール小教区において、貴族や王国官僚が教区財産管理委員の職に就き、教区の財務・運営に関与した。それゆえこの小教区では、篤信家が小教区の宗教行事や信心会活動を介して、地域社会の宗教生活をある程度指導したと考えられる。しかし、この事例をパリ全体に適応することはできない。例えば18世紀前半のパリでは、下層民を含むパリ住民の間にジャンセニズムが広く浸透し、この思想潮流を弾圧する王権とそれを擁護する教区民との間に新たな軋轢の火種が生まれる地域も存在する<sup>65</sup>。それゆえ「啓蒙の世紀」の宗教結社は、「聖人の世紀」に誕生した聖人崇敬を重視する宗教実践やジャンセニズムを始めとする複数の思想理念を継承しつつ、その担い手は篤信家のみならず様々なパリ市民層に拡大し、都市社会の矛盾や対立と直面することとなる。

<sup>63</sup> この30年間は、貴顕信心会への年間入会者数の平均は、6人前後から10人に微増する。Archives Nationales, MM649, 650.

<sup>64</sup> Blond, *op. cit.*, pp. 126-127.

<sup>65</sup> 代表的な事例は、1730年代に勃発したサン・マルセル城外区のサン・メダル小教区における司祭と小教区信徒との対立である。高澤「近隣関係・都市・王権——16-18世紀パリ」(近藤和彦編『岩波講座世界歴史16 主権国家と啓蒙』岩波書店、1999年)、185-189頁。

## 貴顕信心会と聖体会への所属が確認できる人物一覧

氏名（貴顕信心会への入会年）	聖体会での役職経験 ／世俗での身分・職業
d'Amours, Jacques (1640)	聖体会役職者 ／宫廷遊芸会計掛
d'Argenson, René de Voyer, de Paulmy (1650)	聖体会役職者 ／訴願審査官，駐ヴェネチア大使
Bardin, Jean (1640)	／ブルゴーニュ会計院部長評定官
Barillon, Antoine (1631)	聖体会役職者 ／高等法院評定官，訴願審査官，國務評定官
Bernage, Jean (1650)	聖体会役職者 ／大評定院評定官
Bézard, François (1671)	聖体会役職者 ／神学博士，パリ外国宣教会総長
Bidé, Guillaume (1639)	／訴願審査官
Bourlon, Charles de (1653)	／ソワッソン協働司教
Bragelongne, Martin de (1635)	聖体会役職者 ／宫廷遊芸会計掛
Brisacier, Laurent de (1634)	／国王付聴罪司祭，國務顧問官，パリ外国宣教会理事
Chomel, Pierre (1638)	聖体会役職者 ／パリ高等法院評定官，サン=フルール司教代理
Drouart, Bertrand (1634)	聖体会役職者 ／オルレアン公配下の貴族
Fouquet, François (1635)	／バイヨンヌ司教
Fouquet, Nicolas (1635)	／メップ高等法院評定官，財務卿 注) 聖体会の集会に参加
Frotté, René (1634)	聖体会役職者 ／国璽尚書マリヤックの元秘書
Gaillard, Jean (1654)	聖体会役職者 ／アプト司教
La Fontaine, Catherin de (1640)	／パリの商人

La Marguerie, Elie Laisnè (1631)	聖体会役職者 ／パリ高等法院評定官，訴願審査官，会計院部長評定官，エクス高等法院院長，常任國務評定官
La Rochechouart, Louis de (1631)	／モール伯，修道院長
Laval-Montigny Montmorency, François de (1673)	／ヌヴェル・フランス使徒座代理区長，ケベック司教
La Verchère, Jean-Baptist de (1637)	／モンペイユ大修道院長代理
Le Comte, Jean (1638)	／パリ高等法院評定官
Le Gauffre, Thomas (1639)	／会計院傍聴官，評定会計官
Le Roux, René (1639)	／大評定院評定官，訴願審査官，國務評定官
L'hoste, Jean-Marie (1638)	聖体会役職者 ／高等法院付弁護士
Maupas, Henri de (?)	／ル・ピュイ司教
Mauroy, Séraphin de (1636)	／財務監察官
Mesmes, Antoine Jean de (1631)	聖体会役職者 ／訴願審査官，高等法院法官帽部長
Pallu, François (1659)	／トンキン使徒座代理区長
Perriquet, Augustin (1661)	聖体会役職者 ／修道院長
Renty, Gaston de (1640)	聖体会役職者 ／ノルマンディーの貴族
Roquette, Gabriel (1658)	／オタン司教
Sevin, Nicolas (1642)	／サルラ司教
Vaugelas, Claude Favre de (1637)	／文法学者，アカデミー会員

(出典：Archives Nationales, MM649, 650; Châtellier, *op. cit.*; Chill, *op. cit.*; D'Argenson, *op. cit.*; Rebelliau, *op. cit.*; Tallon, *op. cit.*)

『クリオ』21号正誤表

	誤	正
p.1, l.2	SUPPLANTING SICITIES: A DYNAMIC ...	SUPPLANTING SOCIETIES: A DYNAMIC ...
p.38, n.7	(Osnabrück, 2000)	(Osnabrück: Universitätsverlag Rasch, 2000)
p.43, n.40	(Philadelphia, 1959)	(Philadelphia: Muhlenberg Press, 1959)
p.45, n.46	<i>Ibid.</i> , 4:120.	<i>Ibid.</i> , 4: 120.
p.47, n.57	... <i>Mary Quarter</i> 63	... <i>Mary Quarterly</i> 63
p.51, n.79	To Richard Jackson, ...	Franklin to Richard Jackson, ...
pp.54-64	<i>op. cip...</i>	<i>op. cit.</i>
p.58, n.35	1980 年代に…	1780 年代に…
p.74, n.28, l.1	…聖体会の規約 (1642 年) …	…聖体会 (1642 年設立) の規約…
p.74, n.28, l.2	…篤信派：聖体会…	…篤信派——聖体会…